

マタイによる福音書28章20節『全て』の指示内容について

澤 村 雅 史

(2013年1月9日受理)

What is included in “all” of Matthew 28:20?

SAWAMURA Masashi

Abstract

Recently, the understanding that this commandment of Jesus means the observation of every commandment in the Law is achieving wider acceptance.

In this study, we will approach to determine the content of “all” of Matthew 28:20 from the viewpoint of semantic dimension of $\pi\alpha\varsigma$ in the context of the Gospel of Matthew, the objective of Matthean mission and the aim of it.

I. 問題の所在

マタイ28：20のπάντα ὅσα ἐνετειλάμην ὑμῖνとは何を指しているのか。

近年、とくにマタイのユダヤ性に注目する積義家たちの間では、マタイ5：17～20とのかかわりから（28：16～20は山上の説教を遡及的に指示している）、イエスの命令は律法全体の遵守を含むという理解が広がっている。U.ルツは祭儀律法も含むすべてが対象であると述べている（ただし、愛の律法がその上位にくるのであるが）。D.C.Simはさらに踏み込んで、割礼もまたこの中に含まれると主張する。

マタイ28：20のπάνταには何が含まれるのか。本研究では、この問題について、πάνταの語義的研究（とくにマタイの用例における特徴の分析）、マタイの宣教対象に関する考察、マタイの宣教目標に関する考察という三つの観点から検討を行う。

II. 研究史

マタイはトーラーの文字通りの遵守を要請してはいないという立場は、Meier (1983：62)¹⁾、France (2007：180-190)²⁾、Saldarini (1994：156-164)³⁾、Davies&Allison (2004：685)⁴⁾、らが唱えている。また、小河 (2008：121)⁵⁾は「マタイの文体的特徴を顧慮すれば『すべて』は文字通りに解釈する必要はなく（2：5参照！⁶⁾）、誇張表現として用いられていると解釈する方が説得力がある」としている。

しかしこれらの立場は5：17～20を過小評価しているのではないか。また、小河の指摘に関しては、マタイ2：4の「全て」は後述のように文字通り「全て」に受け取られるべきであり、むしろそのような用法こそがマタイのπάνταの用法における特徴である（第Ⅲ項にて詳述）。

逆に、「全て」が律法の遵守を含むとする立場では、Mohrlang (1984：19)⁷⁾は「マタイにとっては律法はその全体が有効であり、かつ、キリスト者共同体にとっての神の意志の権威ある表現でありつづけて」いるとしている。そしてマタイの律法重視の姿勢は、たとえば安息日論争（12：1～14）におけるマルコ記事へのマタイの編集（マルコ2：27「人の子が安息日のためにあるのではない」削除に見られる主張の緩和など）に明らかであるという（p10）。

Luz (2002：93-94)⁸⁾は、マタイは律法の全体を有効としたが、基本的な要求とそれ以外とを区別した、という。初期キリスト教に存在した、律法の遵守を求めた異邦人宣教は、（少

なくとも間接的には) マタイ福音書の影響下にあると考えられるが、それらの中にも、割礼や祭儀的規定の遵守を異邦人に求めなかった例(偽クレメンス文書⁹⁾やイグナティオスの手紙¹⁰⁾に描かれるユダヤ主義者の例)がある。また、マタイが主流派の教会で急速に受け入れられ権威を認められたのは、マタイ共同体が(祭儀的要請を捨てた)主流派の方向性を受け入れた結果である。これらのことは、律法のより重いことがら、すなわち愛の掟や十戒や倫理規定(23:23)と、清浄規定や安息日や割礼を含む、より些末な祭儀規定との間の区別が可能にしたのである、というのである。

しかし、Luz自身が認めているように、マタイ共同体そのものがどのように振る舞ったのかを、これらの外的状況から判断することには困難がある。また、共同体の存在が福音書執筆の動機とどの程度関連するののかについては、福音書執筆の背景として共同体の存在を仮定すべきかどうかと共に¹¹⁾、検討される必要があるのではないか。

Sim(2008:386-387)¹²⁾は、マタイ5:17-19を重視するならば再臨前の世界宣教においては律法遵守の福音が伝えられなければならないとし、それゆえ異邦人改宗者には洗礼と同様に割礼も要求されたはずだという立場をとっている。マタイ福音書の末尾で割礼ではなく洗礼のみが言及されるのは、5:17-19において要求される律法遵守に割礼がすでに含まれているためであるというのだ。

この立場において抜けている視点は、なぜマタイ福音書の末尾において律法遵守がこのように強調されなければならないのか、ということである。

Svartvik(2008:37)¹³⁾によれば、マルコの結び(16:15-18)との並行関係を参照しつつ、マタイがマルコにこの句を加えたのは、マルコにおける明白な反律法主義への批判として、マタイにとってあまりに乏しいと思われたマルコ福音書の主役(=イエス)の宣教をより豊富に盛り込み、その主役を再ユダヤ化しようとしたことの表れであり、そのことはマタイが福音書を執筆した一因でもある、という。

この説が示すように、マタイはマルコ福音書に欠落している(あるいはマタイにとって不十分と思われた)律法遵守の方向性を、取り戻そうとしているのではないか。

本研究ではこの点の妥当性を、28:20における $\pi\acute{\alpha}\varsigma$ の指示内容に接近することによって検討することとしたい。

Ⅲ. 語義的研究および釈義

マタイ福音書中、 $\pi\acute{\alpha}\varsigma$ は120節中129回使用されている。これはルカ文書(使徒言行録161節中171回・ルカ福音書145節中158回)に次ぐ頻度であり(次に多いのは1コリントの73節

中112回), また後述のようにマタイの編集(編集句および特殊資料)に用例が集中していることから, マタイがπᾶςを好んで使用する(ルツ2002: 69-70)傾向にあることがわかる。また, マルコ福音書における用例67箇所のうち, マタイとの並行箇所は58箇所にのぼるが, うち34箇所においてマタイはπᾶςを採用していない。この事実からマタイは単にπᾶςという語を好むだけではなく, 意図をもって技巧的にこの語を使用する傾向にあることがわかる。

1. 用例の分類について

ここではまず, マタイ用例におけるπᾶςの意味内容を分析し, そこからわかることについて述べる。

そのため, πᾶςの用例を, 用法および意味内容から, 大別して以下の5つの類型に分類したい¹⁴⁾。

カテゴリ1: 個々の構成要素からなる全体性

例1-1) 形容詞的用法。冠詞なしの名詞に。

マタイ3: 15 ἀποκριθεις δὲ ὁ Ἰησοῦς εἶπεν πρὸς αὐτόν· ἄφες ἄρτι, οὕτως γὰρ πρέπει ἐστὶν ἡμῖν πληρῶσαι πᾶσαν δικαιοσύνην (全ての義を)· τότε ἀφίησιν αὐτόν.

例1-2) 形容詞的用法。冠詞つきの名詞または分詞に。

マタイ7: 21 Οὐ πᾶς ὁ λέγων μοι (私に言うもの全てが)· κύριε κύριε, εἰσελεύσεται εἰς τὴν βασιλείαν τῶν οὐρανῶν, ἀλλ' ὁ ποιῶν τὸ θέλημα τοῦ πατρὸς μου τοῦ ἐν τοῖς οὐρανοῖς.

例1-3) 形容詞的用法。冠詞つきの複数形の名詞に。

マタイ26: 1 Καὶ ἐγένετο ὅτε ἐτέλεσεν ὁ Ἰησοῦς πάντας τοὺς λόγους τούτους (これらの全ての言葉を), εἶπεν τοῖς μαθηταῖς αὐτοῦ·

例1-4) 形容詞的用法。冠詞つきの複数形の分詞に。

マタイ21: 12 Καὶ εἰσῆλθεν Ἰησοῦς εἰς τὸ ἱερὸν καὶ ἐξέβαλεν πάντας τοὺς πωλοῦντας καὶ ἀγοράζοντας ἐν τῷ ἱερῷ (神殿で売る者と買う者の全てを), καὶ τὰς τραπέζας τῶν κολλυβιστῶν κατέστρεψεν καὶ τὰς καθέδρας τῶν πωλούντων τὰς περισσότεράς,

例1-5) 形容詞的用法。前置詞句に。

マタイ5: 15 οὐδὲ καίουσιν λύχνον καὶ τιθέασιν αὐτόν ὑπὸ τὸν μόδιον ἀλλ' ἐπὶ τὴν λυχνίαν, καὶ λάμπει πᾶσιν τοῖς ἐν τῇ οἰκίᾳ. (家の中の全てを)

例1-6) 形容詞的用法。代名詞と共に。

マタイ 23 : 8 ὑμεῖς δὲ μὴ κληθῆτε ραββί· εἷς γὰρ ἐστὶν ὑμῶν ὁ διδάσκαλος, πάντες δὲ ὑμεῖς
(あなた方の全ては) ἀδελφοί ἐστε.

例 1-7) 形容詞的用法。指示代名詞と共に。

マタイ 13 : 34 ταῦτα πάντα (これら全てを) ἐλάλησεν ὁ Ἰησοῦς ἐν παραβολαῖς τοῖς ὄχλοις
καὶ χωρὶς, παραβολῆς οὐδὲν ἐλάλει αὐτοῖς,

例 1-8) 形容詞的用法。関係代名詞と共に。

マタイ 7 : 12 Πάντα οὖν ὅσα ἐὰν θέλητε (そこで, あなた方が望むところの全てを)
ἵνα ποιῶσιν ὑμῖν οἱ ἄνθρωποι, οὕτως καὶ ὑμεῖς ποιεῖτε αὐτοῖς· οὗτος γὰρ ἐστὶν ὁ
νόμος καὶ οἱ προφῆται.

例 1-9) 名詞的用法。

マタイ 15 : 37 καὶ ἔφαγον πάντες (全員が食べた) καὶ ἐχορτάσθησαν. καὶ τὸ περισσεῦον
τῶν κλασμάτων ἦσαν ἑπτὰ σφυρίδας πλήρεις.

例 1-10) 名詞的独立用法。

マタイ 22 : 4 πάλιν ἀπέστειλεν ἄλλους δούλους λέγων· εἴπατε τοῖς κεκλημένοις· ἰδοὺ τὸ
ἄριστόν μου ἡτοίμακα, οἱ ταῦροί μου καὶ τὰ σιτιστὰ τεθυμένα καὶ πάντα ἔτοιμα
(全てが整って)· δεῦτε εἰς τοὺς γάμους.

この他に, 1 : 17; 2 : 4, 16(x2); 3 : 10, 4 : 8, 9, 24; 5 : 18, 22, 28, 32; 6 :
32, 33; 7 : 8, 17, 19, 24, 26; 9 : 35;
10 : 22, 32; 11 : 13, 27, 28; 12 : 15; 13 : 19, 32, 41, 44, 46, 51, 52, 56(x2);
14 : 20, 35; 15 : 13, 17; 17 : 11; 18 : 16, 25, 26, 31, 32, 34; 19 : 11, 20, 26, 27,
29; 21 : 22; 22 : 10, 27, 28; 23 : 3, 5, 20, 35, 36;
24 : 2, 8, 9, 14, 22, 30, 33, 34, 47; 25 : 5, 7, 29, 31, 32; 26 : 1, 27, 31,
33, 35, 52, 56; 27 : 1 : 28; 19⁵⁾, 20b

カテゴリ 2 : 全体性から抽出される個別的実体

例 2-1) 形容詞的用法。定冠詞なしの単数形の名詞に。

マタイ 19 : 3 Καὶ προσῆλθον αὐτῷ Φαρισαῖοι πειράζοντες αὐτὸν καὶ λέγοντες· εἰ
ἔξεστιν ἀνθρώπῳ ἀπολῶσαι τὴν γυναῖκα αὐτοῦ κατὰ πᾶσαν αἰτίαν; (いかなる
理由によって)

例 2-2) 前置詞とともに。

マタイ 18 : 10 Ὁρᾶτε μὴ καταφρονήσητε ἑνὸς τῶν μικρῶν τούτων· λέγω γὰρ ὑμῖν ὅτι οἱ ἄγγελοι αὐτῶν ἐν οὐρανοῖς διὰ παντός (いつも) βλέπουσι τὸ πρόσωπον τοῦ πατρὸς μου τοῦ ἐν οὐρανοῖς.

他に, 4 : 4 ; 12 : 31, 36 : 18 : 19

カテゴリ 3 : 非常に高い度合いであることを示す指標

例 3-1) 単数形の定冠詞なしの名詞と。

マタイ 6 : 29 λέγω δὲ ὑμῖν ὅτι οὐδὲ Σολομὼν ἐν πάσῃ τῇ δόξῃ αὐτοῦ (彼の栄光の極みの) περιβάλετο ὡς ἐν τούτων.

カテゴリ 4 : 高い完全性や全体性に関して

例 4-1) 単数形の定冠詞なしの名詞と。

マタイ 12 : 25 εἰδὼς δὲ τὰς ἐνθυμήσεις αὐτῶν εἶπεν αὐτοῖς· πᾶσα βασιλεία (いかなる王国でも) μερισθεῖσα καθ' ἑαυτῆς ἐρημοῦται καὶ πᾶσα πόλις ἢ οἰκία (いかなる町あるいは家でも) μερισθεῖσα καθ' ἑαυτῆς οὐ σταθήσεται.

例 4-2) 単数形の定冠詞つきの名詞と。

マタイ 8 : 34 καὶ ἰδοὺ πᾶσα ἡ πόλις (町全部が) ἐξῆλθεν εἰς ὑπάντησιν τῷ Ἰησοῦ καὶ ἰδόντες αὐτὸν παρεκάλουν ὅπως μεταβῆ ἀπὸ τῶν ὀρίων αὐτῶν.

例 4-3) 名詞的用法。定冠詞なし。

マタイ 27 : 22 λέγει αὐτοῖς ὁ Πιλάτος· τί οὖν ποιήσω Ἰησοῦν τὸν λεγόμενον χριστόν; λέγουσιν πάντες (全員が言った)· σταυρωθήτω.

他に, 2 : 3 ; 3 : 5 (x2) ; 8 : 32, 33 ; 10 : 30 ; 12 : 23 ; 13 : 2 ; 21 : 10, 26 : 26 ; 70 ; 27 : 25, 45 ;

カテゴリ 5 : さまざまな種類によって構成される全体性

例 5-1) マタイ 4 : 23 Καὶ περιῆγεν ἐν ὅλῃ τῇ Γαλιλαίᾳ διδάσκων ἐν ταῖς συναγωγαῖς αὐτῶν καὶ κηρῦσσων τὸ εὐαγγέλιον τῆς βασιλείας καὶ θεραπεύων πᾶσαν νόσον καὶ πᾶσαν μαλακίαν ἐν τῷ λαῷ. (民の中のあらゆる病とあらゆる患いを)

他に, 5 : 11 ; 8 : 16 ; 9 : 35 (x2) ; 10 : 1 (x2) ; 13 : 47 ; 23 : 27 ; 28 : 18

以上の分類を129例にあてはめた結果は表1のとおりである¹⁶⁾。

ただし、28：20aはこの分類において仮に未決定としている。この用例についての判断を導出することを本項（第Ⅲ項）の目的としたい。

表1 マタイ福音書におけるπᾶςの用例分類

	マタイ編集由来				Q由来				マルコ由来			
	形容・冠有	形容・冠無	名詞・冠無	計	形容・冠有	形容・冠無	名詞・冠無	計	形容・冠有	形容・冠無	名詞・冠無	計
カテゴリ1	32	24	8	64	3	5	1	9	5	5	8	18
カテゴリ2	0	4	1	5	0	0	0	0	0	1	0	1
カテゴリ3	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
カテゴリ4	9	2	3	14	1	1	0	2	2	0	1	3
カテゴリ5	1	9	1	11	0	0	0	0	0	0	0	0
未決定	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	43	40	13	96	4	6	1	11	7	6	9	22

上記の用例の傾向からひとまず判断されることとして、

- 1) マタイにおけるπᾶςはその用例のおよそ4分の3（129例中96例）がマタイの編集または特殊資料に集中しており、マタイが好んで使う語であること。
- 2) 用例の6割はカテゴリ1に分類されること。
- 3) 第5カテゴリの用例はマタイに非常に特徴的である。実際、マルコおよびルカの用例にはこのカテゴリに分類されうるものは極めて少ない¹⁷⁾。
- 4) 第2・第4カテゴリも、マタイ編集に帰されうる用法である。

2. マタイ編集におけるπᾶςの削除について

次に、マルコからマタイが持ち込まなかったπᾶςについては以下のとおりである。

1) 描写の簡素化によると思われるもの

マルコ4：32=マタイ13：32， マルコ5：5=マタイ8：28， マルコ5：26=マタイ9：20， マルコ5：33=マタイ9：21， マルコ6：50=マタイ14：26， マルコ7：3=マタイ15：1， マルコ7：37=マタイ15：31， マルコ9：15=マタイ17：14， マルコ9：23=マタイ17：17， マルコ9：35=マタイ18：1， マルコ9：35=マタイ18：1， マルコ14：36=マタイ26：39

- 2) 「群衆」(ὄχλος) に対するπᾶς。マタイはὄχλοςに対して使用されるπᾶςを削除する傾向にある。逆に、マタイ自身の編集に由来するὄχλοςへのπᾶς使用は2か所のみである（12：23

および間接的な用法として12:15)。

例) 言い換え (πᾶςからὄχλοςへ)

マルコ2:12⇒マタイ9:8 πάντας (マルコ2:12) ⇒ ἅπαντας (ルカ5:26)

⇒οἱ ὄχλοι (マタイ9:8)

マルコ5:40⇒マタイ9:25 ἐκβαλὼν πάντας (マルコ5:40) ⇒ἐξεβλήθη ὁ ὄχλος (マタイ9:25)

例) 語の削除

マルコ2:12⇒マタイ9:7, マルコ6:33⇒マタイ14:13, マルコ6:39⇒マタイ14:18, マルコ7:14⇒マタイ15:10

例) 場面の変更または削除

マルコ2:13=マタイ9:9・・・群集が集まる描写を削除

マルコ6:41=マタイ14:19・・・ルカとの小一致。あるいは描写の簡素化か?

マルコ11:18=マタイ21:16・・・すべての群集 (πᾶς γὰρ ὁ ὄχλος) = ὁ λαὸς γὰρ ἅπας (Luk 19:48)

⇒不思議な事柄&子どもたちの叫び (旧約引用を導入) へと変更

マルコ14:64=マタイ26:66・・・27:22・25に移動。πᾶς ὁ λαὸςへ。

3) 律法理解に由来するもの

マルコ12:28「どれが全ての中で第一の掟 (ἐντολὴ πρώτη πάντων) なのか?」

⇒マタイ22:36「どの掟が律法の中で大きいか (μεγάλη ἐν τῷ νόμῳ) ?」

マタイが律法に対して「全て」を用いないのは、それが単に個々の掟の集合体 (カテゴリ1) ではないからである。しかし、かといって反対に抽象的な「全部」(カテゴリ4) を指すでもない。遵守すべき個々の掟からなるものでありつつ、全体として一つの「律法」という実体なのである¹⁸⁾。すなわち、個々の掟について大きい・小さいという観察は可能であっても第一・第二という比較はマタイの構想に合致しない¹⁹⁾。「全体」というくり方もまた然りである。マタイにとって律法はὄλος (マタイ22:40) であっても πᾶς ではない²⁰⁾。

4) その他

マルコ4:13⇒マタイ13:18・・・ルカとの小一致。弟子への叱責を軽減か²¹⁾。

マルコ4:34⇒マタイ13:35・・・弟子たちにはすべてを解き明かす⇒これらすべてを

譬えによって語ることへの転換。

マルコ6:30⇒マタイ14:12・・・(弟子たちが)なし, 教えたことすべて(を報告した)を削除。マルコではヨハネ殺害を受けて, 別場面としてイエスの弟子たちが宣教の報告をする場面を挿入し, 五千人の給食の導入としている。マタイでは, イエスに報告するのはヨハネの弟子たちであり, 報告内容もヨハネ殺害の件である。ただし五千人の給食の導入の役割を果たしていることは同じである。

マルコ7:19⇒マタイ15:17・・・清浄理解の相違による削除か²²⁾。

マルコ10:44⇒マタイ20:27・・・「すべての人の奴隷」から「あなたたちの奴隷」へ変更。ペリコーペの構成として「あなたたちの間の」ことがらについて述べる交差配列に合致するよう改変²³⁾。

この他に, マルコ11:17⇒マタイ21:13, マルコ12:33⇒マタイ22:40, マルコ13:4⇒マタイ24:3, マルコ13:23⇒マタイ24:25, マルコ13:37⇒マタイ25:13, マルコ14:53⇒マタイ26:57。

このようにマタイは編集上の判断に基づいて意図的・技巧的にπᾶςを使用する傾向がある。

3. πάντα ὅσαについて

ここで, 第1項において保留にした28:20の釈義を試みたい。この箇所における「全て」とは, カテゴリ1に属する, 全体に含まれる内実について「個々の具体性」が強く意識されている用法であるのか, または, カテゴリ4のように, 「全体性」が強く意識され, 個々の内実については抽象的なままであるのか, もしくはカテゴリ5のように全体を構成する様々な「種類」が問題になっているのであろうか。

そのことを判断するために, マタイ福音書におけるπάντα ὅσαの用例に注目したい。

πάντα ὅσαの用例はこの箇所に下記の6例を加えた7箇所であり, いずれもマタイの編集に由来し, 第1項における分類では, カテゴリ1に属する²⁴⁾。

マタイ7:12「だから, 人々からあなたがたがしてほしいと望むことは何であれ (Πάντα οὖν ὅσα ἐὰν θέλητε ἵνα ποιῶσιν ὑμῖν οἱ ἄνθρωποι)」

⇒Qにマタイが付加。個々の要求が意識されている。

マタイ13:44「持っているものすべて (πάντα ὅσα ἔχει)」・13:46「持っているものすべて

(πάντα ὅσα εἶχεν)』

⇒マタイ特殊資料または編集に由来²⁵⁾。個々の所有物から構成される例外のない「全て」と考えられる。

マタイ18：25「持っているものすべて (πάντα ὅσα ἔχει)」

⇒マタイ特殊資料に由来。王の厳しさは例外のない「全て」を売って返済を要求することにより印象付けられる。

マタイ21：12「神殿で売っている者と買っている者全員 (πάντας τοὺς πωλοῦντας καὶ ἀγοράζοντας ἐν τῷ ἱερῷ)」

⇒マタイは「売る者たちや買う者たち」に「全員」を付け加えることで²⁶⁾、追い出しを徹底している。

マタイ23：3「だから、彼らがあなたがたに言うことの全部は実行せよ (πάντα οὖν ὅσα ἐὰν εἴπωσιν ὑμῖν ποιήσατε)」⇒おそらくマルコとQを結合し拡張する編集に由来すると思われる。具体的な個々の掟がπᾶςの内実として想定されている。

これらの用例、また28：20と構文上並行する23：3からはとくに、28：20でも、個々の内実からなる全体について述べる、カテゴリ1の用法が類推される。さらに、第1項で確認したように、マタイ福音書全体におけるπᾶςの用例の多くがカテゴリ1であることもこの類推を補強する要素である。

これらに従って理解したときに当該テキストでは、イエスが命じたことを全て、ことごとく守ること、すなわち実践することが、求められている、ということになる。それは抽象的な「全て」ではない。

4. 28：16～20と5：17～20との関わりについて

ここで、「全て」(πᾶς)の指示内容に律法全体の個々の遵守が含まれることについて、マタイ28：16～20と5：17～20との関係から説明を試みたい。

この両箇所には、山における弟子たちの招集という舞台設定、天地への終末論的言及、5：19「戒め」(ἐντολή)と28：20「命じる」(ἐντέλλομαι)や5：18・28：20「全て」(πᾶς)という用語上の関連などから、28：16～20と5：17～20との関連が推察される。

そしてその5：17～20は続く反対命題において具体的に示されるイエスの教え全般を綱領的に、律法個々の完全な遵守に向かって方向づけている箇所である²⁷⁾。このことから28：20の「全て」(πάντα)が律法の個々の遵守を含むイエスの教えを指していると判断できる。

次項ではマタイのこのような強調がどのような宣教対象を念頭においてなされているのかを検討し、また、それを踏まえて、なぜそのような強調がなされているのかを考察したい。

IV. 「全て」を守ることを命じた背景について

1. マタイの宣教対象

マタイが宣教対象としているπάντα τὰ ἔθνηとは、ユダヤ人であるのか、それとも異邦人であるのか、あるいはその両方か。このことについては様々な主張がなされてきた。

Sim (1995)²⁸⁾は、マタイ共同体は改宗運動には携わっておらず、引き続きユダヤ人を宣教の対象にしていたという説を述べている。また、異邦人宣教の有効性をマタイは受け入れているが、それはその共同体が異邦人宣教に従事したということと同じではないというのである (Sim (2000 : 245))²⁹⁾。

これとは逆に、マタイは異邦人のみを宣教対象にしていたという説はルツ、佐藤らが唱えている。

Luz (2002 : 50-54)によれば、マタイ共同体は宣教の転換点にあったという。マタイ共同体にとって異邦人宣教はいまだ自明のことではなく、新しい目的への意図的な出発であった。さらに、マタイのもっとも重要な関心のひとつは、この異邦人伝道の決断を共同体の中で擁護することであったという。さらに、マタイは福音書が非キリスト者のユダヤ人に読まれることを予期してはいないとLuzは判断する。これはユダヤ人の指導者たちや民衆に対するまったくステレオタイプの扱いを唯一説明できる立場である。しかし、10：23のようにマタイが「来臨 (パルチア) まで続くイスラエル宣教を考えている」箇所が緊張をはらみつつ存在することからも、28：16～20の「主の宣教命令は、原則的に普遍主義的に考えられており、すべての民族に向けられている」のである (ルツ (2009 : 547)³⁰⁾)。

佐藤 (2010:13～14)³¹⁾はマタイが「ユダヤ教の民全体が、イエス殺害の責任を意識的に負ったと見なし、その民からの訣別を宣言している」とし、また21：43の神の王国はἔθνος (定冠詞なし・単数形、「一つの国民 (くにたみ)」) に与えられるという宣言は、キリスト教徒のことを指しており、「ユダヤ全体が救済史的に神の経綸から外され、異邦人主体のキリス

ト教会にその『王国』が託される」としている。

文字通りすべての民、すなわち異邦人もユダヤ人も含むという考えについては、Davies & Allison (2004: 684) が述べているほか、Overman (1996: 406-8)³²⁾ は異邦人およびディアスポラのユダヤ人の両方が律法遵守のマトイのユダヤ教を理解し生きるべきだというメッセージの宛先だとしている。

また、須藤 (2006)³³⁾ はマトイ10: 5以下との関係についての研究史上の説明モデルを史的前後関係、救済史的順序 (交替説および制限撤廃/拡大説)、相補関係の三つに整理したうえで、マトイにおける $\xi\theta\nu\sigma$ および派生語 $\xi\theta\nu\iota\kappa\acute{o}\varsigma$ の用例の意味内容の推移、8: 5以下と15: 21以下における異邦人との例外的なやりとりというきっかけ、21: 43に見出し得る転換点、マトイ全体の文脈から見た28: 19以下の意味、などのテキスト分析に基づいて、マトイ28: 19の $\pi\acute{\alpha}\nu\tau\alpha\ \tau\grave{\alpha}\ \xi\theta\nu\eta$ は「イスラエルを含んで『すべての諸民族』と訳されるべきであり、神の民への帰属による個別民族主義から諸民族の実践による普遍主義への転換を提示している」³⁴⁾と結論付けている。

拙論 (2012)³⁵⁾ において問題提起したことに関連し、「普遍主義」の内容にはなお検討されるべき点があると考えが、ここでは須藤論文のうち、10: 16以下に描かれる迫害はユダヤ人への宣教が継続していることの帰結であるという指摘³⁶⁾、(前述のようにルツも認めているが) 10: 23にユダヤ人宣教が人の子の到来まで続くことが示されているという指摘³⁷⁾を重視し、マトイの宣教は諸民族宣教であると結論付けたい。

2. マトイの宣教目標

それではユダヤ人と異邦人を共に対象とするマトイの宣教観の中では両者の関係はどのようなものであるべきとされているのか。

Senior (2001)³⁸⁾ は、Davies & Allison (2000) に基づいて、マトイはキリスト教共同体の異邦人化が進み、そこからユダヤ教的伝統が失われつつあることを懸念し、イエスの物語をユダヤ教の伝統につなぎとめることによって、すべてのキリスト者をユダヤ教に密接につなぎとめることを目指していた、と述べている。そして、「マトイは、近年幾人かの積義家が記しているように、宣教が成功した際にイエスとその教えのルーツがユダヤ教にあるということが圧倒されて失われてしまいはしないか、ということを認識していたために、異邦人への宣教についてある葛藤を抱いていたのではないか」(p20)と指摘している。また、Seniorは、マトイがそれでも「ユダヤ教と初期キリスト教共同体の両方から神学的視点を引き出す中道派たらんとした」(p17)とも指摘しているが、状況はより厳しかったのではないか。

Luz (2002: 97) は、イエスはユダヤ教指導者との対決のクライマックスにおいてイスラ

エルを中心施設である神殿を去り（24：1～2）、その指導者たちがついには民衆を味方につける（27：24～25）という物語は、福音書のインターカルチュラルな解釈を拒むようなコンフリクトの物語であると指摘している。

マタイ以後、初期キリスト教はユダヤ化と異邦人化という二つの方向に向かって別れ道をたどることとなる。律法に完全に忠実であろうとしたもの（例としてケリントスやエピオン派など）、律法に部分的に忠実であろうとしたもの（第Ⅱ項にて掲示）、律法遵守を重視しなかったもの、これら三つのうち³⁹⁾、現存するものは最後のものであり、この後ユダヤ教の伝統に留まった運動は途絶えてしまったことになる。

この状況の中、マタイにとってはむしろユダヤ教の伝統、すなわち律法の一点一画に福音宣教をつなぎとめておくことこそが危急の課題であったのではないか。そして、それこそがマタイがマルコに満足せず、自らの福音書を編み上げようとした理由ではないか。諸民族宣教を批判的に推進するマタイにとって律法遵守のキリスト教への方向修正は避けて通ることのできない課題であったのである。

マタイの宣教観からすれば、28：20の $\pi\acute{\alpha}\varsigma$ にはイエスが教えた律法の完全な遵守こそが意図されているのであり、その点をいささかでも割り引いて理解することはマタイの意図とは正反対のことであり、むしろそれはマタイ福音書が異邦人キリスト教化されていくプロセスにおいて読者たちがとった解釈戦略なのである。

V. まとめ

$\pi\acute{\alpha}\varsigma$ はマタイが多用する語であるが、一方でマルコ資料から当該語を意図的に削除する例も見られることから、編集上の判断をもって技巧的に当該語を用いる傾向がマタイにあることが推察される。

その用法に関して、抽象的な全体性ではなく、そこに含まれる個別的要素が意識された全体性を言い表す用例が多数を占めることから、当該箇所においても同様の用法であることが類推される。また、その判断は構文上並行する23：3からも補強される。

そして28：16～20が5：17～20を遡及的に指示していることから、「全て」の内容に律法個々の遵守が含まれることが推察される。

さらには、マタイが28：20において「あなた方に命じておいた全てを守る」ことをイエスの言葉として記した背景に関する考察からも、上記の判断は補強される。

「全て」（ $\pi\acute{\alpha}\varsigma$ ）とは、律法の完全な遵守を含む、イエスの教え全般のことであるという判断を、本稿の結論としたい。

【注】

- 1) R.E.Brown & J.P.Meier, *Antioch & Rome*, Mahwah, NJ: Paulist Press, 1983.
- 2) R.T. France, *The Gospel of Matthew*, Grand Rapids, MI: Eerdmans, 2007.
- 3) A. Saldarini, *Matthew's Christian-Jewish Community*, Chicago & London, University of Chicago Press, 1994.
- 4) W.D.Davies & Dale C. Allison, *A Critical and Exegetical Commentary on the Gospel According to Saint Matthew* (ICC Vol. 1) , Edingburgh, T&T Clark, 1997/2004.
- 5) 小河陽「マタイ福音書における矛盾要素の併存の問題—律法と福音の問題に寄せて」、『神学』(東京神学大学神学会) 70号, 2008年, 106~130頁。
- 6) 原文ママ。2 : 4 のことか。
- 7) R.Mohrlang, *Matthew and Paul -A Comparison of Ethical Perspectives*, Cambridge U.P, 1984.
- 8) U.Luz, *Das Evangelium Nach Matthäus (Mt1-7)*, EKK I/1, Düsseldorf, Neukirchen-Vluyn, Zürich, 2002.
- 9) 例として「ヤコブへのペテロの手紙」2 : 3 ~ 5, 「講話」第11巻28 : 3 等 (青野太潮訳「ペテロの宣教集」, 『聖書外典偽典』別巻・補遺II, 教文館, 1982年)。
- 10) 例として「マグネシアのキリスト者へ」8 : 1 ~ 9 : 1, 10 : 3, 「フィラデルフィアのキリスト者へ6 : 1 等 (八木誠一訳「イグナティオスの手紙」, 荒井献編『使徒教父文書』, 講談社文芸文庫, 1998年)。
- 11) R.Bauckham, "For Whom Were Gospels Written?", in: idem (ed.), *The Gospels for All Christians: Re-thinking the Gospel Audiences*, Grand Rapids, MI: Eerdmans, 1998, pp 9 - 48.
- 12) David C. Sim, "Matthew, Paul and the origin and nature of the gentile mission: The great commission in Matthew 28 : 16-20 as an anti-Pauline tradition", *Hervormde Teologiese Studies* 64, 2008, pp377-392.
- 13) Jesper Svartvik, "Matthew and Mark", in: David C. Sim and Boris Repschinski (eds.), *Matthew and His Christian Contemporaries*, Edinburgh, T&T Clark, 2008, pp27-49.
- 14) 5つのカテゴリ分けについては, Frederick William Danker (ed.), *A Greek-English Lexicon of the New Testament and Other Early Christian Literature, 3rd Edition*, Chicago and London, University Of Chicago Press, 2001, pp782-784を参考にした (以下 BDAGと略)。また, B.Reicke/G.Bertram, Atr. $\nu\alpha\gamma$, $\acute{\alpha}\pi\alpha\varsigma$, *TDNT* (1967), pp886-896の,

形容詞的／名詞的用法，定冠詞あり／なしという分類も参考にした。なお，隣接語の ἅπαςについてはマタイに3例であり（6：32，24：39，28：11），特徴を論ずることが困難と判断して，本研究では扱っていない。

- 15) 下線の箇所は πάντα τὰ ἔθνη (πάντων τῶν ἐθνῶν, πᾶσιν τοῖς ἔθνεσιν) 24：30のみ πᾶσαι αἱ φυλαί。カテゴリ4とする判断も可能であるが，いずれもカテゴリ1と判断した。
- 16) BDAGの分類に同意しなかった主な箇所は以下のとおり。
マタイ18：32⇒BDAGはカテゴリ4と判断しているが，このエピソードにおける πᾶς はカテゴリ1として強調の機能を果たしており πᾶσαν τὴν ὀφειλὴν (負債全部) だけをカテゴリ4とすることは不自然である。マタイ21：26⇒BDAGはカテゴリ1と判断しているが，群衆を指す以上，個別性は捨象されている(カテゴリ4)と考えるべきではないか。
- 17) マルコ7：19が該当か。また，ルカ12：15が該当しうが，カテゴリ1とするほうが意味上適切と思われる。
- 18) マタイ5：18-19参照。また，U. ルツ『マタイによる福音書(18—25章)』(EKK新約聖書註解I/3)，小河陽訳，教文館，2004，p324「ἐν τῷ νόμῳ [律法の中で] はマタイのトラー成就に関する関心と合致する。」
- 19) Svartvik (2008：38) “Speaking from a general point of view, Jewish tradition cannot be said to have encouraged such ranking”
- 20) ὅλος は“whole”，“complete”，“undivided”，“intact”を意味する(H. Seesemann, Atr. ὅλος, TDNT vol.5 (1968), p174.)。ὅλος ὁ νόμος はNTではマタイ当該箇所のほかにガラテヤ5：3，ヤコブ2：10。LXXには見られない用例である。ガラテヤ書・ヤコブ書いずれの用例も，個々の掟の集合体としての律法を指すようにも解釈可能であるが，むしろ ὅλος の語義からは律法の全体性・包括性・不可分性を指示していると解釈すべきであろう。一方 πᾶς ὁ νόμος はNTではガラテヤ5：14にのみ用例があり，やはり個々の掟の集合体もしくは包括的な律法全体のどちらにも解釈可能である。LXXでは関連表現も含めて20例。 πάντα τὸν νόμον (歴下33：8，申24：8，王下17：13・計3回)， πάντα τὸν νόμον μου (レビ19：37・1回)， πάντα τὸν νόμον τοῦτον (民数5：30，申4：8，27：8・計3回)， πάντα τὸν νόμον Μωϋσῆ (王下23：25，歴下35：19・計2回)， πάντας τοὺς λόγους τοῦ νόμου τούτου (申27：3，27：26，31：12，31：24，32：44，32：46・計6回)， πάντα τὰ ῥήματα τοῦ νόμου τούτου (申28：58，29：28)， πάντα τὰ γεγραμμένα ἐν τῷ βιβλίῳ τοῦ νόμου Μωϋσῆ (ヨシユア23：6・1回)， πάντα τὰ γεγραμμένα ἐν νόμῳ κυρίου (歴上16：40・1回)， πάντα τὰ κατὰ τὸν τοῦ θεοῦ νόμον (1エズラ8：21・1回)。用例の多くでは律法の逐条的遵守を指す。これは本研究において扱っているマタイ28：20における πᾶς の意味内容と近く，

- なぜマタイが $\pi\acute{\alpha}\varsigma \acute{o} \nu\acute{o}\mu\omicron\varsigma$ という表現を避けた(ように見える)のかは未解決の課題である。
- 21) U. ルツ『マタイによる福音書(8-17章)』(EKK新約聖書註解 I/2), 小河陽訳, 教文館, 1997年, 408頁。
 - 22) ルツ(1997:549) 参照。
 - 23) ルツ(2000:196) 参照。
 - 24) 7:12はカテゴリ4とする判断もありうる。
 - 25) ルツ(1997:450-451)「言語的に、二つの譬えは相当強烈にマタイ好みの語彙に浸透されている。(中略)彼がそれを口頭伝承から受け継ぎ、自分で初めて文書化したというのが最も蓋然性が高い。」
 - 26) あるいはマルコ11:16「また(誰かが)器ものを持って宮の庭を通り抜けるのをお許しにならなかった。」($\kappa\alpha\iota \omicron\upsilon\kappa \eta\phi\iota\epsilon\nu \iota\nu\alpha \tau\iota\varsigma \delta\iota\epsilon\nu\acute{\epsilon}\gamma\kappa\eta \sigma\kappa\epsilon\upsilon\omicron\varsigma \delta\iota\grave{\alpha} \tau\omicron\upsilon \iota\epsilon\rho\upsilon\delta$.) からの着想か。
 - 27) マタイ5:18~19節には反対命題のまえがきとして、反対命題が反律法的に解釈されなため方向付けが意図されているとLuzは指摘している(Luz(2002:321))。
 - 28) D.C.Sim, *The Gospel of Matthew and the Gentiles*, JSNT57, 1995, p42
 - 29) D.C.Sim, *The Gospel of Matthew and Christian Judaism: The History and Social Setting of the Matthean Community*, Edinburgh, T&T Clark, 2000.
 - 30) U. ルツ『マタイによる福音書(26-28章)』(EKK新約聖書註解 I/4), 小河陽訳, 教文館, 2009年。
 - 31) 佐藤研『はじまりのキリスト教』, 岩波書店, 2010年。
 - 32) Overman, *Church and Community in Crisis: The Gospel According to Matthew*, London, Continuum International Publishing Group, 1996.
 - 33) 須藤伊知郎「マタイ福音書における $\xi\theta\nu\omicron\varsigma$ —28章19節の $\pi\acute{\alpha}\nu\tau\alpha \tau\grave{\alpha} \xi\theta\nu\eta$ はイスラエルを含むか—」, 『新約学研究』(日本新約学会)34号, 2006年, 8~18頁。
 - 34) 須藤(2006:15)。
 - 35) 澤村雅史「マタイ福音書における $\acute{\alpha}\nu\omicron\mu\iota\alpha$ —その対象をめぐる議論について—」, 『新約学研究』(日本新約学会)40号, 2012年, 7~21頁。
 - 36) 須藤(2006:14)。
 - 37) 須藤(2006:15) および, 須藤伊知郎「人の子による『大イスラエル』の復興?—マタイ福音書10, 23の釈義試論」, 『西南学院大学神学論集』(西南学院大学学術研究所)66巻1号, 2009年13~25頁。
 - 38) Donald Senior, C.P., "Directions in Matthean Studies", in: David E. Aune (ed.), *The Gospel of Matthew in Current Study*, Grand Rapids, MI: Eerdmans, 2001, pp 5-21.

39) 例はLuz (2002 : 93) より。